

平成29年2月17日

各位

三井住友信託銀行株式会社

ソニー生命保険株式会社との信託契約代理業等の取扱開始について

三井住友信託銀行株式会社（取締役社長 常陰 均、以下「当社」）は、ソニー生命保険株式会社（代表取締役社長：萩本 友男、以下「ソニー生命」）と、信託契約代理業等に関する契約を締結し、ソニー生命の保険契約者を対象に、平成29年2月20日より、生命保険信託・遺言信託・遺産整理業務の提供を開始いたします。

当社は、専門信託銀行として、相続・財産管理に係る多様な商品・サービスの充実を図ってまいりましたが、このたびの契約締結により、信託銀行の高い専門性を発揮した質の高いサービスを、ソニー生命のお客さまに対しても提供することが可能となります*。

なお、当社は、平成22年7月より国内初のオーダーメイド型生命保険信託商品である「安心サポート信託（生命保険信託型）」の取扱を開始しておりますが、今回の契約締結に際して、より多くのお客さまに簡単なお手続き・お申し込みによりご利用いただけるよう、わかりやすくシンプルな設計とした新商品「生命保険信託〈愛称：とどける想い〉」を開発いたしました。新商品の概要は別紙の通りです。

今後とも両社は、より一層のサービス向上に努め、より多くのお客さまのニーズにお応えしてまいります。

※ 業務開始当初は、東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県の一都三県のソニー生命の支社に取扱を限定し、同地域内にお住まいのお客さまを対象に取り扱います。取扱支社・取扱地域につきましては、今後、順次拡大を図っていく予定です。

以上

＜生命保険信託（愛称：とどける想い）の商品概要＞

| | |
|-----------|--|
| 商品名 | 生命保険信託（愛称：とどける想い） |
| ご利用いただける方 | 当社が提携している生命保険会社のご契約者さま |
| 信託の仕組み | お客さまから死亡保険金債権を信託財産として信託いただき、お客さまに相続が発生した際に支払われる死亡保険金を当社が管理し、予めご指定いただいた第1受取人の方に定期的にお支払いします。なお、第1受取人の方がお亡くなりになった場合の死亡保険金の残余を受取る方（第2受取人）を指定することも可能です。 |
| 信託財産 | 死亡保険金額1,000万円以上 |
| 第1受取人 | 生命保険会社と当社が認める方1名 |
| 第2受取人 | 生命保険会社と当社が認める方1名 |
| 信託報酬 | 信託契約締結時：50,000円（税抜） 死亡保険金受領時：死亡保険金額の2%相当額（税抜） 金銭信託の報酬：運用収益から信託元本と予定配当率に基づき計算してお支払いする収益金総額等を差し引いた金額を毎年3・9月25日にいただきます。 |

＜スキーム図＞

